

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する 規則の制定について

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

(提案理由)

熊本県立上天草高等学校に普通科のコースを新設することに伴い、関係規定を整備する必要がある。

参考：関係法令条項

● 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(平成20年4月1日施行 教育委員会規則第5号)

第2条 (教育長へ委任しない事務)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の必要性

熊本県立上天草高等学校に普通科のコースを新設することに伴い、関係規定を整備する必要がある。

3 内容

- (1) 熊本県立上天草高等学校に新設する普通科グローバル文理コースの通学区域を同校の普通科の通学区域と同一の区域とする。(第2条関係)
- (2) この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第 号

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和39年熊本県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「大津高等学校の全日制の課程の理数科」を「次に掲げる学科及びコース」に、「同校」を「当該学科又はコースを置く熊本県立高等学校」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 大津高等学校の全日制の課程の理数科

(2) 上天草高等学校の全日制の課程の普通科のコース

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則 (昭和 39 年熊本県教育委員会規則第 15 号) 新旧対照表

旧	新
<p>(通学区域) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、大津高等学校の全日制の課程の理数科の通学区域は、別表に規定する同校の全日制の課程の普通科の通学区域と同一の区域とする。 (新設) (新設) 4 (略)</p>	<p>(通学区域) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる学科及びコースの通学区域は、別表に規定する当該学科又はコースを置く熊本県立高等学校の全日制の課程の普通科の通学区域と同一の区域とする。 (1) <u>大津高等学校の全日制の課程の理数科</u> (2) <u>上天草高等学校の全日制の課程の普通科のコース</u> 4 (略)</p>